

# HACCPセミナー

我が国の食を取り巻く環境の変化や輸入食品の増大などの食の国際化等に対応するとともに、食品の安全を確保するため、平成30年6月13日に食品衛生法等の一部を改正する法律が公布されました。改正食品衛生法の概要として、「HACCPに沿った衛生管理の制度化」があり、原則として、全ての食品等事業者に、HACCPに沿った衛生管理の実施が求められます。施行日は令和2年6月1日から施行されておりますが、施行日から1年間の経過措置期間が設けられており、その間の行政処分等は従来の基準(改正前の食品衛生法第50条第2項に基づき都道府県が条例で定めた基準)に基づいて行われます。よって、HACCPに沿った衛生管理は、令和3年6月1日から本格施行されることとなります。

また、食品等の取扱いに従事する者の数が50人未満の小規模な製造・加工等の事業場等については、「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の対象事業者であり、①衛生管理計画の策定、②計画に基づく実施、③確認・記録を行う必要があります。

安芸高田市商工会内の食品等事業者が、「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の知識を深めて、対応が出来るようにHACCPセミナーを開催させていただきますので、是非この機会にご参加ください。

開催日時：令和2年 11月12日(木) 18:00~20:00

令和2年 11月13日(金) 14:00~16:00(12日と同じ内容)

開催場所：安芸高田市民文化センタークリスタルアージュ4F小ホール

講師：和田 貴臣【広島県環境保健協会 環境生活センター 食品衛生課 課長】

参加費：無料

定員：各時間帯20名 ※先着順。定員になり次第受付を終了いたします。

申込期限：令和2年 11月5日(木)まで

問合せ先：安芸高田市商工会(担当：市川) TEL0826-42-0560

## 講師紹介

広島県環境保健協会 環境生活センター 食品衛生課 課長 和田 貴臣 氏

### <主な職歴>

現在は、一般財団法人 広島県環境保健協会 食品衛生課 課長として配属

主に食品衛生、感染症にかかる微生物検査、企業の抗菌製品の開発支援、さらに、食品事業者の食中毒防止、異物防止など自主的な衛生管理の取り組み支援(HACCP)などコンサルティングにも携わっています。

### <その他の職歴>

広島女学院大学で非常勤講師としても勤務しています。

「微生物学」、「食品衛生学」という科目で授業を行っています。

### <社会活動>

日本食品微生物学会 役員(評議員)

テーマ・・・ HACCPの制度化について

主な内容・・・ ①自主的な衛生管理の必要性

②HACCPとは

③HACCPの考え方を取り入れた衛生管理

## HACCPセミナー 参加申込書

(FAXまたはメールでお申込み下さい。)

FAX：0826-42-0243

Eメール：ichikawa-s@hint.or.jp

事業所名		参加者名 (二名以上参加の場合はこの欄に一緒に記載してください)	
電話番号		受講希望日	①11/12 18:00~ or ②11/13 14:00~